



第6章 文化財の保存・活用に関する措置

1. 文化財の保存・活用に関する措置

文化財の保存・活用に関する課題と、その解決に向けて示した方針を実現する具体的な措置と、想定される担い手及び期間についてまとめたものが以下のとおりとなります。

これら一つひとつの取組を丁寧に進めていくことが、東松山市の文化財が持つ課題解決につながり、目指すべき将来像を実現していく原動力となってきます。またこの実現のためには、一人でも多くの人に携わってもらうことが大切で、それこそが様々な“きっかけ”を生み出していきます。

なお事業実施にあたっては、市費・県費・国費（文化財関係補助金、デジタル田園都市国家構想交付金等）、そのほか民間資金（各種助成事業等）などを活用し、進めていきます。

【知る～啓発・文化財を知り、理解を深めよう～】

※「取組主体」の◎は主体的に取り組む主体、○は受動的・間接的に関わって取り組む主体、△は必要に応じて関わる主体。以下、同じ。

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
文化財について、内容確認調査を行い、実態把握に努める。	知-1	將軍塚古墳の確認調査	確認調査を実施し、古墳が造られた当時の姿を把握する。	◎	○	△	○	○			→
文化財の専門的な知識を有する人と連携し、指定・未指定問わず、文化財の現状や新たな知見の把握・収集に努める。	知-2	文化財専門調査員会運営	専門的な知識を有する調査員で組織された同会の取り組みを継続し、文化財のパトロールや新たな文化財候補の調査など、文化財保護に関わる調査研究を進める。	◎	△	◎	△	△	→	→	→
調査事例が少ない特定の時代にフォーカスし、情報収集と発信を行う。	知-3	旧石器時代遺跡所在確認調査	市内の旧石器時代の遺跡を探す確認調査の実施に向け、過去の調査成果を整理する。	◎	△	△	○	△			→
伝承地の実態解明に向けた調査を行う。	知-4	城ヶ谷の確認調査	城ヶ谷周辺の総合調査を実施にむけ、伝承を整理し、館跡推定地を洗い出す。	◎	○	◎	◎	○		→	→
記念物（地質鉱物）の把握調査を進め、保存・活用の措置を講じるための基礎資料を作る。	知-5	天然記念物（地質）悉皆調査	市内全域の悉皆調査を実施し、湧水や化石産出地など、地質学的に重要な場所やその概要を把握し、まとめる。	◎	◎	△	○	△	→		
文化財の詳細な情報を得て記録し、保存・活用の措置を講じるための基礎資料を作る。	知-6	無形の民俗文化財現況調査	無形文化財の現状を把握し、記録するための悉皆調査を実施する。	◎	◎	△	○	◎		→	→
広域な文化財の情報収集、発信を推進し、東松山市の独自性を認識する機会を作る。	知-7-1	比企地区文化財めぐり	比企地区文化財振興協議会と連携して実施している、市内外の文化財を市民と文化財担当者でめぐる同事業を毎年実施する。	◎	△	◎	△	◎	→	→	→
	知-7-2	比企巡回文化財展	比企地区文化財振興協議会と連携して実施している、市内を含む、比企地区の文化財を紹介する展示会を毎年実施する。	◎	△	◎	△	◎	→	→	→



第6章 文化財の保存・活用に関する措置

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
文化財の元々の姿を、わかりやすく知る機会を創出する。	知-8	将軍塚古墳の復元模型・映像作成	確認調査成果から見えてくる、築造当時の将軍塚古墳の姿をわかりやすく示す復元模型や映像の作成にむけ、他の事例などの情報収集を進める。	◎	○	◎	△	△			→
ニーズに応じて文化財の情報を知る機会を創出する。	知-9	文化財出前講座の実施	文化財担当者が文化財を紹介する出前講座を継続して実施する。	◎	△	◎	△	◎	→	→	→
文化財の情報を、テーマに応じて整理して紹介することで、よりわかりやすい情報発信を実現する。	知-10	古墳時代展示会の開催	古墳時代の東松山の様子をわかりやすく紹介する展示を、埋蔵文化財センターの展示室を中心に継続実施する。	◎	○	△	△	◎	→	→	→
日常生活の中に文化財の情報発信する機会を創出し、受動的でも知りうるきっかけを生み出す。	知-11	商業施設等の展示充実	市内にある商業施設など、人が集まる場所に向いて文化財の展示を実施し、多くの人が文化財を知ることができる機会を生み出す。	◎	△	◎	△	◎		→	→
文化財の最新情報を現地で得ることのできる環境を整える。	知-12	指定文化財解説看板の改修	経年劣化で傷んだ文化財解説板の修繕を毎年実施する。また現地解説板から市ホームページにアクセスできるようにし、常に最新の文化財の情報が得られる環境を整備する。	◎	◎	△	△	△	→	→	→
文化財の情報を手軽に持ち帰れるツールを作成する。	知-13	文化財パンフレットの作成	文化財を紹介するパンフレットをテーマを変えて毎年作成する。	◎	△	△	◎	△	→	→	→
実体験を持って文化財を知る機会を創出する。	知-14	ミニ三角縁神獣鏡鑄造体験	鑄造体験キットを活用したミニ三角縁神獣鏡作り体験事業を毎年実施する。	◎	△	△	△	◎	→	→	→
身近な文化財を知る機会を創出する。	知-15	文化財巡りツアー	文化財を市民と文化財担当者が実際に現地をめぐるツアーを実施する。	◎	◎	△	△	◎	→	→	→
史跡本来の姿、機能を広く周知することで、史跡本来の姿に即した情報を伝える。	知-16	大谷瓦窯跡のVR復元	大谷瓦窯跡が稼働していた当時の様子を復元したVR映像作成のための準備を進める。	◎	△	△	○	◎			→
文化財情報発信の拠点を構築し、簡便に有益な情報を得られる環境を整備する。	知-17	デジタルミュージアムの構築	市ホームページ等を活用し、デジタル上に文化財の情報を得ることができる環境を整備し、公開する。	◎	○	△	△	○	→	→	→
特定の時代の遺跡分布について視覚的に総体把握ができるよう整理する。	知-18	縄文時代遺跡のマッピング	縄文時代の遺跡の場所を明示したマップ作成にむけて過去の調査成果を整理する。	◎	△	△	○	△			→
調査によって新たに確認された情報を整理する。	知-19	弥生時代の集落・方形周溝墓の抽出・整理	市内の発掘調査成果から弥生時代遺跡を抽出し、リスト化及びマッピングし、整理する。	◎	△	△	△	△			→



ミニ三角縁神獣鏡鑄造体験



【活かす～文化財を活かして夢を叶えてみよう～】

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
活用の中心となるようなランドマークを整備するために、必要な情報を収集する。	活-1	將軍塚古墳の復元整備	築造当時の將軍塚古墳を復元する整備に向けて、先行事例などの情報を収集し整理する。	◎	◎	△	△	◎			→
文化財を活用して事業を行っている団体等に協力する機会を増やす。	活-2	観光・ウォーキングガイドの育成講座の開設	観光ボランティアガイドやウォーキング推進員に文化財の情報提供などを行い、自団体の事業に活用してもらう。	◎	△	◎	△	○			→
収蔵保管している考古資料を積極的に活用する機会を創出する。	活-3	考古資料の貸し出し	埋蔵文化財センター所蔵の考古資料の貸し出しを継続し、広く東松山市の文化財を知ってもらう機会を生み出す。	◎	△	◎	◎	△	→		
市が進める文化財と関連する事業との連携を強化し、継続的な活用につなげる。	活-4-1	文化財ウォーキングコースの設定・周知	文化財を周遊できるコースを設定して公開し、ウォーキングの一つの選択肢として広く提示する。	◎	△	◎	△	◎		→	
	活-4-2	社会教育講座	生涯学習事業として実施している社会教育講座と連携し、文化財の情報発信を行う。	◎	△	△	△	△	→		
	活-4-3	広報連載企画 教えて文化財	市広報誌に文化財を紹介する連載企画を継続して実施する。	◎	△	△	△	△	→		
	活-5-1	はにわの丘公園の再整備	経年劣化した園路や園内施設を改修、再整備する。	◎	△	△	△	○	→		
見学者が安心安全な環境下で文化財を見られる環境整備を進める。	活-5-2	はにわの丘公園 管理業務	園内の除草等を継続して実施する。	◎	△	△	△	△	→		
	活-5-3	市有地内の危険木伐採	史跡など、市有地内に生えた木のうち、幹の空洞化などで倒木の危険性が高い木を伐採する事業を継続する。	◎	△	△	△	○	→		
	活-5-4	史跡保守作業業務	指定史跡の下草刈りなどの環境整備を継続する。	◎	△	△	△	△	→		



大谷瓦窯跡の除草作業



【伝える～文化財を後世に伝えよう～】

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
多くの人の前で文化財を披露する機会を設けることで、継承の在り方や意義を多くの人に知ってもらう機会を創出する。	伝-1-1	民俗芸能祭（スリーデーマーチ共催）	東松山市民俗芸能保存連絡協議会と連携し、市内最大のイベントである日本スリーデーマーチ会場で民俗芸能を披露する民俗芸能祭を継続実施する。	◎	△	◎	△	△			
	伝-1-2	民俗芸能記念大会の開催	市内の民俗芸能を一堂に会して披露する大会を開催する。	◎	◎	◎	△	◎			
文化財の現状を記録し、災害時の復旧・復元に役立てる。	伝-2	近世墓の調査	旗本を中心とする近世墓の墓石の図化記録を行う。	◎	◎	△	△	○			
市民共働で実現する史跡保護のあり方を明示する。	伝-3	將軍塚古墳保存活用計画の策定	將軍塚古墳の保存と活用の今後を明示した計画書を作成し、公開する。	◎	◎	△	○	◎			
市民参加を促し、「地域で守る文化財」の取組をともに行う。	伝-4	文化財ガイドの育成	市民から希望者を募り文化財に関する講座を開催し、受講後文化財ガイドとして認定する事業を行う。	◎	◎	○	△	◎			

【守る～文化財を守ろう～】

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
出土遺物の安定的な保存を継続するために、計画的かつ継続的に保存処理を進める。	守-1	出土遺物保存処理等委託業務	出土遺物の保存処理について継続実施するとともに、再処理も含めて計画的に実施できるよう、資料の状態把握を行う。	◎	△	△	△	△			
後世のために、市民生活の在り方を示す資料の保存を担う。	守-2	民具の収蔵保管	市内で使われた民具の保管管理を継続して行う。	◎	△	△	△	△			
史跡に応じた最善の保護措置を計画的に実施するために、先行事例の情報収集に努める。	守-3	中世城館跡の土塁保護	青鳥城跡などにある土塁について、毀損するリスクのあるものを順次保全する措置を講じる。	◎	○	△	△	△			
歴史的に希少な建造物について一定の保護措置を講じていく。	守-4	建造物の文化財指定の推進	歴史的建造物の文化財指定を進める。	◎	◎	△	○	△			
保存修理を計画的に進めるために、文化財の情報把握に努める。	守-5	有形の民俗文化財の調査書作成	無形の民俗文化財の中で使用される道具を調査し、台帳・リスト化する。	◎	◎	◎	△	○			
埋蔵文化財保護手続きを円滑に進めるために、情報を管理するシステムを構築する。	守-6	文化財情報システム（GIS）の再構築	埋蔵文化財行政の履歴を管理する文化財情報システムについて、一般公開も視野に、新たなシステムを構築する。	◎	△	△	△	△			
発掘調査で得た情報を適切に管理・記録するツールの更新を行う。	守-7	遺跡管理システムの再検討	埋蔵文化財発掘調査の図面等を整理するためのシステムを再構築する。	◎	△	△	△	△			
指定文化財の現状をつぶさに把握し、情報の収集・整理できる体制を作る。	守-8	指定文化財パトロール	東松山市文化財専門調査員と協力し、文化財の現状を把握するためのパトロールを継続実施する。	◎	△	△	△	△			
計画的に調査成果を整理・記録保存する。	守-9	埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行	埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行を継続して進める。	◎	△	△	△	△			



第6章 文化財の保存・活用に関する措置

方針	No.	事業名	事業内容	取組主体					計画期間		
				行政	文化財所有者	民間団体等	学術機関	地域住民	令和6～8年 (2024～2026年)	令和9～13年 (2027～2031年)	令和14～18年 (2032～2036年)
史跡の現状を見直し、保護設備の維持管理を計画的に行う。	守-10	大谷瓦窯跡覆屋修繕	大谷瓦窯跡を保護するための覆屋の塗り替え修繕を行う。	◎	△	△	△	△	→		
地域に根差す民俗文化財について文化財保持者（団体）間の情報共有を図り、継続保存のための一助とする。	守-11	東松山市民俗芸能保存連絡協議会の活動支援	東松山市民俗芸能保存連絡協議会の活動に対し、補助金の支出や他事例の情報提供などの支援を継続する。	◎	◎	◎	△	◎	→		
文化財の毀損や盗難を未然に防ぐ体制を整備する。	守-12	防犯カメラの設置、定期的な見回り	無人の文化財から優先し、監視カメラの設置等の防犯対策を推進する	◎	◎	△	△	○	→		
埋蔵文化財の整理作業を円滑に進める環境を整備する。	守-13	埋蔵文化財センターネットワーク環境の構築	埋蔵文化財センターの無線LAN環境を構築する。	◎	△	△	△	△	→		
文化財保護行政の拠点施設として、今後も機能し続けていくための環境整備を図る。	守-14	埋蔵文化財センターの増設改修	埋蔵文化財センターの収蔵機能を高めるための増設改修を行う。	◎	△	△	△	△	→		
有事に必要な情報を円滑に引き出し、運用できる体制を構築する。	守-15	文化財調書の作成	指定文化財の調書を再作成し、公開する。	◎	◎	△	△	△	→		
個人所有の指定史跡について、日常管理をサポートする体制を強化する。	守-16	史跡管理補助制度の創設	個人所有地の史跡の管理について、助成の方法や制度設計について、先行事例の情報収集と研究を進める。	◎	◎	△	△	○	→		